

介護サービス等における事故発生時の報告に関する取扱要領

(通則)

第1条 立川市(以下「市」という。)における次の各号に掲げる基準等に定める事故発生時の介護サービス等提供事業者(以下「事業者」という。)から市長への報告(以下「報告」という。)の方法については、別に定めがあるもののほか、この要領の定めるところによる。

- (1) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)
- (2) 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)
- (3) 立川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例(平成30年立川市条例第18号)
- (4) 立川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成27年立川市条例第18号)
- (5) 立川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年立川市条例第38号)
- (6) 立川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年立川市条例第39号)
- (7) 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)
- (8) 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)
- (9) 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第41号)
- (10) 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成30年厚生労働省令第5号)
- (11) その他市が必要と認めるもの

2 立川市における指定地域密着型通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に宿泊サービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針(平成31年4月1日)第12(3)に規定する宿泊サービス(以下「宿泊サービス」という。)を提供する際に発生した事故についてもこの要領に定めるところにより市長に報告するものとする。

(目的)

第2条 本要領は、介護サービスや宿泊サービス(以下「介護サービス等」という。)の提供により事故が発生した場合に、速やかに事業者から市長へ報告が行われ、事故の速やかな解決及び再発防止が図られ、もって市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事故の範囲)

第3条 報告すべき事故の範囲は、事業者の責任や過失の有無にかかわらず、介護サービス等の提供に伴い発生した事故とし、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 利用者(入所者)のけがや死亡等、重大な事故が発生した場合

ア 利用者が死亡、けが等、身体的又は精神的被害を受けた場合

イ 身体不自由又は認知症に起因するもの

ウ 貸与・販売された福祉用具を自宅で使用中に生じた事故

注)「介護サービス等の提供に伴い発生した事故」には、送迎中、通院中の事故を含む。

注)「死亡」は、看取り期や病気が主原因なものを除いた、サービス提供中の死亡事故、容態急変により搬送後に死亡した場合、転倒や送迎中の事故により怪我が生じ、後日死亡した場合。また溺水・窒息・異物誤食・誤飲等の事故のうち、死亡に至る危険性の高い事故、後遺症の発生が危惧されるような大怪我が生じた場合。

注)「けが等」は、転倒・転落に伴う骨折や出血、火傷、誤嚥、異食等で医療機関において治療(施設内における医療処置を含む。)又は入院したものを原則とする。

注)「身体的又は精神的被害」には、誤与薬や個人情報流出を含む。

例)転倒、徘徊による行方不明(警察に届け出た場合)等

エ 原因を特定できない場合 (2) 感染症、食中毒又は疥癬の発症等、感染が拡大しているもの (3) その他施設・事業所のサービス提供等に重大な支障を伴う場合 ア 職員、利用者又は第三者の故意又は過失による行為及びそれらが疑われる場合 イ 利用者が経済的損失を受けた場合 ウ 地震等の自然災害、火災または交通事故 エ 施設の整備等に起因するもの オ 利用者が加害者となった場合 カ その他警察の捜査が行われる場合 2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定に該当する場合を含め、報告を要しないものとすることができる。 (1) 利用者が身体的被害を受けた場合において、医療機関を受診することなく、軽微な治療のみで対応した場合。 (2) 老衰等、事業者、利用者及び第三者の責に帰さない原因で死亡した場合。 (3) 利用者が身体的被害を受けて医療機関を受診した場合において、診察又は検査のみで、治療を伴わない場合。 (4) その他、被害又は影響がきわめて軽微な場合。	注) 感染症とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定められたもののうち、次のものをいう。 (1) 1～5 類の感染症 (2) 新型インフルエンザ等感染症 (3) (1) に相当する指定感染症 (4) 新感染症 注) 利用者(入所者)10 名以上若しくは半数以上(疑い含む)発生した場合や、死亡者若しくは重篤患者が 1 週間に 2 名以上発生した場合。 例) 職員による利用者又は家族の金品着服など、財産上の損害を与えたとき。また、法令違反行為又は著しい非行行為。 例) 利用者同士のトラブル、自殺、外部者の犯罪等。 例) 器物の落下等 例) 利用者(入所者)による他利用者又は職員への暴力行為等
---	--

3 前2項の規定にかかわらず、市長より報告を求められた場合は、報告を要するものとする。

(報告事項)

第4条 報告事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事故状況
- (2) 事業所の概要(法人名、事業所名、事業所番号、サービス種別、所在地)
- (3) 対象者(氏名、年齢、性別、サービス提供開始日、保険者、住所、身体状況)
- (4) 事故の概要
 - ア 発生日時
 - イ 発生場所
 - ウ 事故の種別
 - エ 発生時状況、事故内容の詳細
 - オ その他特記すべき事項
- (5) 事故発生時の対応
 - ア 発生時の対応
 - イ 受診方法
 - ウ 受診先
 - エ 診断名
 - オ 診断内容
 - カ 検査、処置等の概要
- (6) 事故発生後の状況
 - ア 利用者の状況
 - イ 家族等への報告
 - ウ 連絡した関係機関
 - エ 本人、家族、関係先等への追加対応予定
- (7) 事故の原因分析
- (8) 再発防止策
- (9) その他特記すべき事項

2 報告は、事故報告書(別記様式)により行なう。ただし、途中経過の報告については、これによらないことができる。

(報告義務)

第5条 事業者は、第3条に規定する事故が発生したときは、速やかにこの要領の定める手順により事故報告をするものとする。

2 事業者は、市長から事故報告を求められた場合には、内容を調査の上事故報告書を提出するものとする。

(報告対象者)

第6条 前条に定める事故報告は、事故当事者である介護サービス等利用者が、市の被保険者である場合及び事業所又は施設所在地が市内の場合とする。

(報告の手順)

第7条 事故の報告は、おおむね次の手順によるものとする。

(1) 第一報

ア 事業者は、事故の発生を確認したときは、速やかに家族に連絡するとともに、第4条第1項第1号から第4号までの内容について、事故報告書により保健医療部介護保険課に報告する。この場合において、居宅サービス等の事業者については、居宅介護支援事業所にも同様の報告を行なうものとする。

イ 緊急を要するものについては、事故報告書を提出する前に、電話等、より迅速な手段により仮報告を行うものとする。

(2) 途中経過及び最終報告

事業者は、第一報の後、適宜途中経過を報告するとともに、事故処理が終了した時点で第4条第1項第5号の内容を含む最終報告を事故報告書により行なう。ただし、第一報の時点で事故処理が終了している場合は、第一報をもって最終報とすることができる。この場合においては、第4条第1項第5号の内容についても、第一報の事故報告書に記載するものとする。

(市における対応)

第8条 市は、報告を受けたときは、事故に係る状況を把握するとともに、当該事業者の対応状況に応じて保険者として必要な対応を行うものとする。

2 対応する事故は、事故当事者が市の被保険者である場合を原則とするが、必要に応じ他の市区町村の被保険者に係る事故についても、当該市区町村と連携し対応するものとする。

3 重大な事故については、必要に応じて、東京都、東京都国民健康保険団体連合会又は他の市区町村と連携を図るものとする。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この要領による改正後の介護サービス等における事故発生時の報告に関する取扱要領の規定は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成 19 年 9 月 20 日から施行する。
- 2 この要領による改正後の介護サービス等における事故発生時の報告に関する取扱要領の規定は、平成 19 年 9 月 20 日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この要領による改正後の介護サービス等における事故発生時の報告に関する取扱要領の規定は、平成 21 年 6 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この要領による改正後の介護サービス等における事故発生時の報告に関する取扱要領の規定は、平成 24 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和元年 11 月 1 日から施行する。
- 2 この要領による改正後の介護サービス等における事故発生時の報告に関する取扱要領の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領による改正後の介護サービス等における事故発生時の報告に関する取扱要領の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この要領による改正後の介護サービス等における事故発生時の報告に関する取扱要領の規定は、令和 7 年 9 月 1 日から適用する。